

平成23年1月28日

高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた金融の円滑化について

政府は、高病原性鳥インフルエンザの発生に緊急に対処するため、「鳥インフルエンザ対策本部」を設置し、事態を的確に把握するとともに、全国的な蔓延を防止するため、緊急かつ総合的な対応を行なっているところです。

こうした中、今回の発生地域である宮崎県、鹿児島県及び愛知県において、発生農家等への影響が懸念されているほか、日本各地で高病原性鳥インフルエンザに感染した野鳥等が相次いで確認されていることもあり、今後、発生地域の拡大が懸念されています。

つきましては、かかる事態を勘案していただき、貴傘下金融機関に対し、下記を周知徹底方よろしくお願いいたします。

記

高病原性鳥インフルエンザの発生により影響を受けた農家等をはじめ取引先に対し、都道府県や関係機関とも連携しつつ、丁寧かつ親身になって経営相談に乗るとともに、高病原性鳥インフルエンザの発生により債務の弁済に支障を生じている取引先から貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、できる限りこれに応じるよう努める等、円滑な資金供給の確保に一層努めること。

なお、平成21年12月4日から施行されている「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（中小企業金融円滑化法）は農家等も対象としていることに留意すること。